

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会
宇部市開催競技大会会場設営・撤去等業務委託 仕様書

1 業務件名

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市開催競技大会会場設営・撤去等業務委託

2 業務目的

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市開催競技大会会場設営・撤去等業務委託(以下「本業務」という。)は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市開催競技大会(以下「大会」という。)の開催を目的に、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が発注する業務の設置・管理及び大会後の撤去等により、円滑な大会運営を行うことを目的とする。

3 実施場所

宇部市神原町一丁目地内(宇部市中央公園テニスコート地内)

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 1 日まで

5 業務内容

- (1) 大会開催に必要な競技本部等の設営、保守・管理並びに撤去・処分に関する業務(設営に伴う施設の常設物の移動及び配置換え等並びに原状回復業務を含む。)

※詳細は各競技「特記仕様書」のとおり

- (2) 上記業務に必要な申請書類の作成業務
(3) その他本業務の実施に必要な業務

6 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- ・氏名 ・生年月日 ・経歴書 ・業務に関する資格者証(写)
- ・受注者との雇用関係を証明する書類

7 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者は発注者と緊密に連絡を取り合い、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

8 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、設營業務等が円滑に実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対し、発注者名義で申請又は届出が必要な手続きについては、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得たうえで、受注者がその業務を代行すること。

9 設置物について

- (1) 指定された規格以外の物を使用する場合は、事前に発注者と協議し承認を得ること。
- (2) 受注者が調達する設置物は受注者名等を明記するなど目印を付け、施設備品及び発注者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受注者が調達する設置物は、錆・傷・汚損等がなく、統一性を持たせること。なお、発注者から交換の指摘があった場合、直ちに対応すること。
- (4) 設置物に使用する消耗品については、定期的に点検及び補充を行うこと。

10 現場管理

受注者は、設営から撤去までの期間、設置物の設営及び使用に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者等を発注者が指定する業務場所に常駐させ、発注者からの設営、移設等に係る指示への体制を整えること。また、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

11 設営・保守管理・撤去

- (1) 設置物の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト若しくは杭木等で確実に固定すること。また、既存の状態で設置不可能な場合は、会場施設管理者と協議のうえ、破損のないよう養生を施すこと。これらに伴う全ての費用については受注者の負担とする。
- (2) 同じ会場で並行して作業を行う他の業者がいる場合、宇部市及び実行委員会が発注するものについては、情報提供を行うが、それ以外の場合は工程調査を事前に十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に実施できるようにすること。
- (3) 設置物は常に使用可能な状態に保守管理し、必要に応じて修理、交換及び補充等を速やかに行うこと。なお、これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (4) 荒天により、発注者が設置物の設営・維持が困難であると判断した場合は、速やかに中断・撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営すること。
- (5) 大会終了後、設置物を撤去し、原状に回復すること。
- (6) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に行うこと。これに伴う費用については、別途協議する。
- (7) 設営及び撤去完了後、速やかに発注者に報告し、確認を受けること。
- (8) 受注者は、会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに発注者に報告し、そ

の指示を受けること。

12 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 実施場所の管理

労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

(2) 交通法規の遵守

業務遂行に際し車両を使用する場合は、交通法規を遵守すること。

運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両及び通行人対策等を講じること。

(3) 保護対策

本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。

資材の搬入を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

(4) 消防防災・防犯対策

運営に必要な設置物の設営にあたっては、避難経路の確保、消防設備の保護、雑踏事故防止、盗難防止、交通事故防止等に十分配慮すること。

(5) 緊急対策・臨機の措置

受注者は、設置物の倒飛壊や破損などの緊急時に備え、即時対応可能な保守管理体制を整えておくこと。

災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、発注者の指示を受ける暇がないときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の実施に際し、受注者の責めに帰すべき理由により施設の設備・備品の破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設置物の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、発注者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

13 委託料の請求、支払い

前金払いは行わないものとし、発注者による業務の完了確認後、受注者より提出された請求書を受理した日から30日以内に一括払いする。

14 関係法令等の遵守

受注者は、本仕様書及び関係法令を遵守し、誠実、かつ円滑に業務を実施すること。

15 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を再委託することはできない。また、本業務の一部を再委託する場合は、「第三者委託承諾願」を提出し、発注者の承諾を受けること。なお、業者の選定にあたっては、宇部市内の業者を優先的に採用すること。

16 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明示されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、対応すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議のうえ決定するものとする。

17 秘密の保持・個人情報の保護

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取り扱いについては、宇部市の保有する個人情報の安全管理措置に関する要綱に定める事項を遵守すること。

18 その他

(1) 提出する成果品の著作権及びその他いかなる権利は、すべて発注者に帰属し、二次利用等に対し、受注者は一切異議を唱えることはできない。また、成果品の提出前であっても、報告された計画書等を業務上必要な範囲における使用を認めること。

(2) 受注者は、設置物の配置や保守管理に関して、仕様書に記載されている方法より良い方法があると認めた場合は、それを発注者に対して提案すること。

19 提出書類、成果品等

受注者は、次の書類等を発注者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 業務責任者決定（変更）通知書 1部

イ 業務工程表 1部

ウ 組織図及び緊急電話連絡体制図 1部

エ 加入した保険証書等の写し 1部

オ プログラム等掲載用会場図

カ 業務打合せ簿（打合せの都度提出）

キ その他発注者が指示するもの

(2) 業務終了後

ア 現場撮影写真帳（設営前・設営後・撤去後）

イ 業務完了通知書

ウ 成果品引渡書

エ その他発注者が指示するもの

特記仕様書（ソフトテニス競技）

1 大会開催期間

令和7年7月24日（木） 男子公開練習・男子開会式
令和7年7月25日（金） 男子個人戦（3回戦まで）
令和7年7月26日（土） 男子個人戦（競技終了後表彰式）
令和7年7月27日（日） 男子団体戦（競技終了後表彰式）
令和7年7月28日（月） 女子公開練習・女子開会式
令和7年7月29日（火） 女子個人戦（3回戦まで）
令和7年7月30日（水） 女子個人戦（競技終了後表彰式）
令和7年7月31日（木） 女子団体戦（競技終了後表彰式）

2 大会会場

宇部市中央公園テニスコート（宇部市神原町一丁目7番45号）

3 実施場所

宇部市中央公園テニスコート、恩田運動公園、山口県立宇部中央高等学校、宇部市立神原中学校、宇部市立神原小学校、宇部市立琴芝小学校、山口合同ガス株式会社宇部支店

4 設置詳細

- （1）設置物は、別紙1「業務設計書」記載のものとする。
- （2）設営については、別紙2「レイアウト図」及び別紙3「諸室レイアウト」により行い、発注者と十分協議したうえで詳細設計図を作成し実施にあたること。既存の状態で設置不可能な場合は、発注者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。

5 設営、保守管理及び撤去等期間

設 営：令和7年7月16日（水）～令和7年7月23日（水）

保守管理：設営完了～撤去開始（6日間）

撤 去：令和7年8月1日（金）～令和7年8月5日（火）

原型復旧：令和7年8月6日（水）～令和7年8月20日（水）＜芝復旧等を含む＞

6 電力の供給方法

各電気機器を使用するために必要な電力を確保すること。また、発電機等に必要な燃料等については、受注者において準備し、適宜発電機等に補充すること。なお、燃料費については、事後精算とする。
設置する発電機等の位置については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

7 駐車場グラウンド整備

- （1）実行委員会が準備する臨時駐車場の内、宇部中央高等学校グラウンド、神原小学校、神原中学校

グラウンド及び琴芝小学校グラウンドについて、カラーコーン・石灰等で駐車区画を整備すること。

- (2) 宇部中央高等学校は、443 台程度、神原小学校は、マイクロバス・大型バス 76 台程度、神原中学校は、247 台程度、琴芝小学校は 150 台程度の区画を想定しているが、最終的な駐車区画については、発注者と受注者で協議の上、最終的な台数を決めること。
- (3) 発注者と受注者で協議の上、必要なサインを表示すること。
- (4) 駐車グラウンドの使用後の整地などの原状回復は、本業務に含まない。